

電子契約の試行運用開始について

大阪広域水道企業団では、デジタルトランスフォーメーション(DX)の取り組みの一環として、令和6年10月以降に公告する一部の電子入札案件から電子契約を選択できる対象として試行運用を開始し、その後、順次対象を拡大していく予定です。

電子契約サービス名

- ・クラウドサイン

電子署名方法

- ・立会人型電子署名

電子契約の仕組み

- ・電子契約とは、記名押印による契約書の作成に代わって、クラウドシステム(インターネット上に構築されたシステム)上にアップロードした契約書データに電子署名を施すことで、契約締結を可能とするサービスです。

電子契約の内容

- ・当該サービスに関しては、事業者(受注者)側では利用契約及び利用料は不要です。
- ・事業者(受注者)側は、インターネットメールが受信可能なメールアドレス、インターネット回線、それらを扱えるパソコン・スマートフォンでご利用いただけます。
- ・電子契約の場合、契約書を書面で作成した場合に課税される印紙代が不要です。

電子契約の対象

- ・試行運用中は、電子入札案件の一部から当企業団が抽出します。
- ・電子契約の対象案件は電子入札公告に記載していますのでご確認ください。
- ・開札後、落札候補者には電子契約サービスのご利用についてお尋ねします。

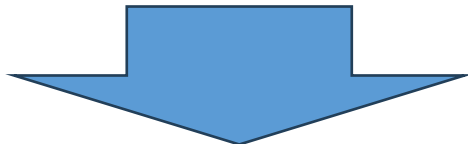
その他

- ・電子契約の対象案件であっても、従来どおり書面での契約書を選択することは可能であり、事業者(受注者)側の希望があった場合のみ実施するものとなります。
- ・電子契約の対象案件であっても、システムトラブル等の事情により、従来通りの書面契約をお願いする場合があります。

電子契約の利用方法～契約締結の流れ～

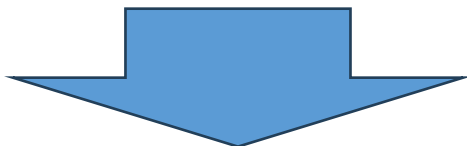
(1) 電子契約利用意思の確認

- ・当企業団の契約担当者が、開札後、落札候補者に電子契約サービスのご利用についてお尋ねします。



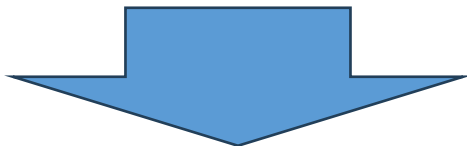
(2) 電子契約利用申出書の提出

- ・電子契約を希望する場合は『電子契約利用申出書』の必要項目を記載し、電子入札公告に記載されている提出先へメールにて提出してください。
- ・『電子契約利用申出書』には、契約締結権限者の氏名・メールアドレスが必要となります。また、必要に応じて契約担当者の情報も記入していただきます。
- ・『電子契約利用申出書』は案件ごとに提出が必要です。



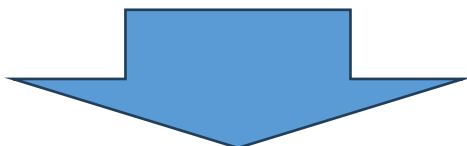
(3) 契約書の確認処理

- ・当企業団では、印影のない署名（不可視署名）で承認（電子署名）を依頼します。
- ・電子契約サービス（クラウドサイン）から届く『契約書の確認依頼メール』に記載のURLから接続し、ブラウザ上で契約書の内容を確認してください。



(4) 契約の締結

- ・問題がなければ『同意して確認完了』ボタンをクリックしてください。
- ・電子契約締結の完了は、契約当事者全員の承認（電子署名）処理が完了した時点となります。



(5) 契約締結後の注意点

- ・電子契約締結完了後に、電子署名完了メールが「電子契約利用申出書」に記載のメールアドレス宛に送信されますので、URL から電子署名付きの契約書PDFファイルをパソコン・スマートフォンにダウンロードして保管してください。
- ・URL のアクセス期限は 10 日間となっているため、ご注意ください。
- ・電子契約は、電子帳簿保存法の規定により【**電子データ**】での保管が義務付けられているため、データを誤って削除することのないようご注意ください。